

令和7年度 小郡市政治倫理審査会 意見書

小郡市政治倫理条例（平成18年小郡市条例第20号。以下「条例」という。）は、「公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ものであり（条例第1条）、当審査会は、「資産等報告書の審査その他の政治倫理確立のために必要な事項の調査等の処理を行うため」置かれたものです（条例第7条）。そして、当審査会は、「資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること」等の職務を行います（条例第8条）。

当審査会は、令和7年度資産等報告書の審査の結果に基づき下記のとおり意見を述べます。

1. 小郡市政治倫理審査会の経過

当審査会は、条例第9条第1項の規定により、令和7年9月9日付で市長から求めがあった市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の資産等報告書の審査について、次のとおり慎重な審査を行いました。

- (1) 第1回（令和7年9月9日）
 - ①経過報告及び審査依頼
 - ②資産等報告書の審査
- (2) 第2回（令和7年10月17日）
 - 資産等報告書の審査
- (3) 第3回（令和7年11月21日）
 - 審査会意見書の作成・提出

2. 審査の概要

今回、市長等及び議員全21名の資産等報告書の審査を行いましたが、条例に基づく関係書類及び資料については、おおむね適切に記載されており、政治倫理に対する意識が向上しているものと考えられます。

3. 資産等報告書の内容について

今回提出された資産等報告書については、内容の不備等が散見されましたが、その後の補正等で修正がなされました。今回の修正を踏まえ、次年度以降の適切な記載等に努めていただき、さらなる政治倫理に対する意識の向上に賛同いただきたく存じます。

以上の意見を出すことができたのは、提出義務者である市長等及び議員各位の政治倫理性の高さと、自ら高潔性を明らかにしようとする態度が表れたものであり、当審査会は、市長等及び議員各位に敬意を表します。

令和7年11月21日

小郡市政治倫理審査会